

小児用肺炎球菌ワクチン(小児の肺炎球菌感染症)

予診票は記入もれのないよう保護者が正確に記入してください。

- ①体温は接種前に医療機関で測定します。
- ②身体状況等で心配なことがあるお子さんは、前もって主治医にお尋ねください。

病気について

肺炎球菌は、多くの子どもの鼻やのどにいる、身近な菌です。普段はおとなしくしていますが、子どもの体力や抵抗力が落ちた時などに、いつもは菌がいないところに入り込んで、いろいろな病気(感染症)を引き起こします。小児用肺炎球菌ワクチンの接種によって、肺炎球菌による病気(感染症)を予防することが期待されます。【症状】細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎といった病気をおこします。肺炎球菌による化膿性髄膜炎の罹患率は5歳未満人口 10 万対 2.6~2.9 とされ、年間 150 万人前後が発症していると推定されていました。死亡率や後遺症(水頭症、難聴、精神発達遅滞など)はヒブによる髄膜炎より高く、約 21%が予後不良とされています。現在は、肺炎球菌ワクチンが普及し、肺炎球菌性髄膜炎などの侵襲性感染症は激減しました。

予防接種の副反応について

予防接種の副反応については、接種前に必ず医師に確認してください。

副反応は、接種局所の紅班(71.0~80.7%)、腫脹(はれ)・硬結(しこり)(64.5~74.0%)、疼痛・圧痛(7.5~16.9%)、全身症状として発熱(18.6~24.9%)、易刺激性(11.2~20.4%)などが認められています。

対象・接種スケジュール

定期接種の対象者			
生後2か月~5歳になる1日前まで			
接種方法(接種開始年齢によって接種回数が異なりますのでご注意ください。)			
	接種開始年齢	初回	追加
標準的なスケジュール	生後2か月~7か月になる1日前	標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回接種。 (備考)初回2回目および3回目の接種は2歳になる1日前までに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。(追加接種は実施可能) また初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合、初回3回目の接種は行わないこと。	生後 12 月から生後 15 月を標準的な接種期間として、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、1歳以降に1回。
		標準的には生後 13 月までに 27 日以上の間隔をおいて3回接種。 (備考) 初回2回目の接種は2歳になる1日前までに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと(追加接種は実施可能)。	
受けられなかった場合	1歳~2歳になる1日前	60 日以上の間隔をあけて2回接種	初回接種終了後 60 日以上の間隔をあけて、1歳以降で1回接種
	2歳~5歳になる1日前	1回接種	

予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方(37.5℃をこえる場合)
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③1か月以内に麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜ及びその他ウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等)に感染又は、感染者と接触があった方の接種時期については、かかりつけ医と相談してください。
- ④このワクチンの成分によってアナフィラキシー(通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことがある方
- ⑤その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

ワクチン接種後の注意

- ①接種後約 30 分は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
 - ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
 - ③接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
 - ④当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
 - ⑤接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
- ※予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、お住まいの市担当課へ連絡をしてください。

予防接種による健康被害の救済について

予防接種法に基づく定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は予防接種法に基づく医療費、医療手当などの給付を受けることができます。

ただし、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて因果関係を審議後、定期の予防接種によるものと認定された場合にのみ給付を受けることができます。予防接種法に基づく給付の対象から外れた場合は、所定の手続き・審査後に独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく給付を受けることとなります。給付申請の必要が生じた場合には、お住まいの市担当課へ連絡をしてください。

(問合せ先) 長浜市健康推進課 : 65-7751